

資格更新に関する改定（再認定の導入，2018年度更新申請要件の緩和措置）

1. 再認定の導入

資格喪失後，猶予期間内であれば再認定申請（筆記試験無しでの資格復活）が可能となります。ただし，正規の更新とは申請要件が異なります。

1) 再認定申請が可能な期間は，資格喪失した年を含め6年とする。

（申請時期は猶予期間内の毎年10月1日～11月15日）

2) 再認定を申請するには，再認定申請をしようとする年度の前年度にあたる1年間で周術期管理チームセミナーへ2回以上の参加実績，あるいはこれに相当するe-learningを受講していることを条件とする。

（但し，2018年度申請においては移行期間の救済措置があるため，下表を参照）

3) 再認定費用は，再認定料30,000円とする。

4) 資格喪失後の猶予期間（再認定申請可能期間）内は資格喪失状態となるが，新規認定（筆記試験の受験）申請することなく再認定により資格復活が出来る。

■更新・再認定申請期間と対象セミナー期間一覧

※2018年度再認定のみ、セミナー対象期間が異なる。詳細は2を参照。

	正規更新(申請年度)	再認定による更新(申請年度)						
	要件セミナー・期間	要件セミナー・期間						
2015年度認定 (2014年度合格者)	2017	2018		2019	2020	2021	2022	2023
<認定期間> 2015/4/1-2018/3/31	2014/4/1-2017/3/31 日麻セミナー2回 看護セミナー等2回	※2014/4/1-2018/09/20 日麻セミナー2回		2018/4/1- 2019/3/31 日麻セミナー2回	2019/4/1- 2020/3/31 日麻セミナー2回	2020/4/1- 2021/3/31 日麻セミナー2回	2021/4/1- 2022/3/31 日麻セミナー2回	2022/4/1- 2023/3/31 日麻セミナー2回
2016年度認定 (2015年度合格者)	2018	2018 (救済措置)	2019	2020	2021	2022	2023	2024
<認定期間> 2016/4/1-2019/3/31	2015/4/1-2018/3/31 日麻セミナー2回 看護セミナー等2回	※2015/4/1- 2018/9/20 日麻セミナー2回	2018/4/1- 2019/03/31 日麻セミナー2回	2019/4/1- 2020/3/31 日麻セミナー2回	2020/4/1- 2021/3/31 日麻セミナー2回	2021/4/1- 2022/3/31 日麻セミナー2回	2022/4/1- 2023/3/31 日麻セミナー2回	2023/4/1- 2024/3/31 日麻セミナー2回
2017年度認定 (2016年度合格者)	2019	2020		2021	2022	2023	2024	2025
<認定期間> 2017/4/1-2020/3/31	2016/4/1-2019/3/31 日麻セミナー2回 看護セミナー等2回	2019/4/1-2020/03/31 日麻セミナー2回		2020/4/1- 2021/3/31 日麻セミナー2回	2021/4/1- 2022/3/31 日麻セミナー2回	2022/4/1- 2023/3/31 日麻セミナー2回	2023/4/1- 2024/3/31 日麻セミナー2回	2024/4/1- 2025/3/31 日麻セミナー2回
2018年度認定 (2017年度合格者)	2020	2021		2022	2023	2024	2025	2026
<認定期間> 2018/4/1-2021/3/31	2017/4/1-2020/3/31 日麻セミナー2回 看護セミナー等2回	2020/4/1-2021/03/31 日麻セミナー2回		2021/4/1- 2022/3/31 日麻セミナー2回	2022/4/1- 2023/3/31 日麻セミナー2回	2023/4/1- 2024/3/31 日麻セミナー2回	2024/4/1- 2025/3/31 日麻セミナー2回	2025/4/1- 2026/3/31 日麻セミナー2回

2. 2018年度再認定要件の緩和

2018年度の再認定申請については移行期間措置として認定年度によりそれぞれ申請条件とする周術期管理チームセミナーの受講期間，あるいはこれに相当する e-learning 受講期間を以下とします。

◆2015年4月1日認定者 2014年4月1日～2018年9月20日迄に2回以上の受講

◆2016年4月1日認定者 2015年4月1日～2018年9月20日迄に2回以上の受講

(2016年4月1日認定者について，正規更新者の対象セミナー期間は，従来通り，2015年4月1日～2018年3月31日迄に2回以上の受講)

(詳細は1の一覧表を参照)

3. 連続更新者の今後の待遇について

連続して3回以上の更新があった認定者（再認定含まない正規更新のみ）について，継続して手術室業務の知識取得とその知識のリフレッシュを行っている者として，周術期管理チーム委員会活動における指導的立場と位置づけることを検討しております。

具体的に，新規認定，更新認定要件となる周術期管理チームセミナー講師の候補者等に就任頂き，本学会開催の各セミナー（年次＝全国開始，支部＝地域開催）において臨床現場での経験や成功事例，課題について，講演頂くことなどを想定しております。

詳細は，内規（2018年3月23日改訂）をご確認ください。

http://public.perioperative-management.jp/rules_nu